

議案第104号

北上市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北上市国民健康保険条例（平成3年北上市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年3月2日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

健康保険法施行令の改正に準拠し、出産育児一時金の支給額を改正しようとするものである。